

# 令和8年度 新城地域自治区 地域活動交付金事業



「地域の課題解決」や「地域の活性化」のために、市民が主体的に取り組む事業に対する応援資金である**「地域活動交付金」**を活用して、この新城地域自治区を「いつでも、いつまでも 集える 笑い合える 楽しめる」地域となるように盛り上げていきませんか？



団体の皆さんのが新年度 4月からすぐに活動が始まられるように、交付金の募集・審査を前年度に前倒して実施することに変更しました！

## 募 集 期 間

令和7年12月15日(月)～令和8年1月23日(金)

交付金の補助率・・・補助対象経費に対して **100%** 以内

1事業の交付限度額・・・**100万円** 

公開審査日・・・**令和7年2月14日(土)午後1時から**

新城自治振興事務所へ事前にご相談の上、余裕をもってお申し込みください。

**詳しく述べをください！**

※令和8年4月以降に実施する活動が対象ですが、令和8年度予算案が新城市議会で議決されない場合は事業中止となります。予めご了承ください。



## 地域活動交付金とは？



地域活動交付金は、「地域の課題解決」や「地域の活性化」のために、市民が主体的に取り組む事業に対する応援資金で、新城市において平成25年度から施行された「地域自治区制度」で用意された資金的な仕組みのひとつです。

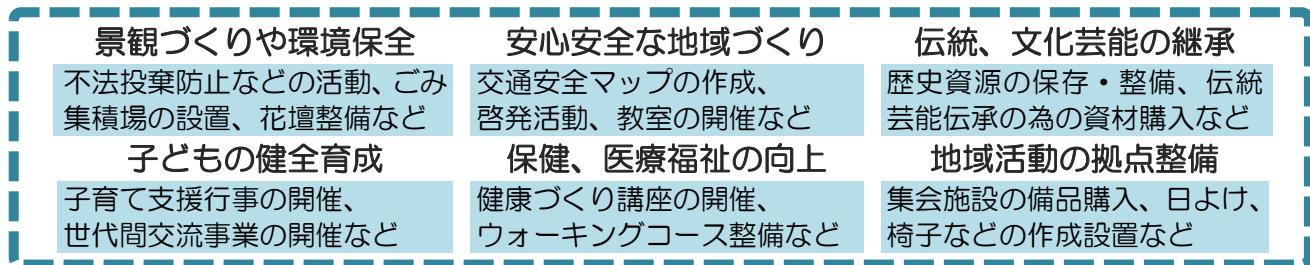
新城地域自治区をよりよい地域にするため、この地域活動交付金を最大限に活用していきたいと考えています！



## どんな「事業」が対象になるの？



新城地域自治区内の「課題解決」や「活性化」のために、市民が主体的に取り組む事業で、交付金の交付決定の日から翌年3月末までに行われる事業が対象となります。



【応募用件・資格】次の①～④すべてに該当する団体が対象です。

- ① 16歳以上の者が、3人以上参加する団体（ただし、うち1名は18歳以上かつ新城地域自治区内に在住または在勤、在学の者を含むこと）
- ② 行政区でない団体（主体が「〇〇区」としての申請でないこと）
- ③ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと
- ④ 暴力団でないこと、暴力団員と関係がないこと

【交付の対象となる経費】事業の実施に直接必要な経費です。

（報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、委託料、原材料費、賃借料など）

【交付対象とならない経費】

- ① 団体及び団体の構成員の事務所、施設、設備等の維持管理費
- ② 用地取得費
- ③ 団体の構成員に対する食糧費（作業時等のお茶代を除く）
- ④ 領収証等により事業実施団体が支払ったことが明確にできない経費
- ⑤ その他市長が社会通念上適当でないと認めた経費

※対象となる経費には制限がある場合があります。詳細は新城自治振興事務所へお問い合わせください。



## 今まで申請があった活動のご紹介です

子どもたちに様々なイベント等を提供し、感受性を豊かにして行動力を高めてもらうため、こども園で人形劇、移動動物園、シャボン玉ショーなどが実施されました。

園児とその保護者だけではなく、地域子育て支援センターに遊びに来ていた乳幼児さんたちも一緒に楽しんでいました。



市道東新町桜淵線（新桜通り）の地域の景観向上、地域の人たちの心の癒しと交流の場としてコミュニティ活動の活性化を図るため、マリーゴールドやビオラなどの苗を植え、水やりなどのお世話が実施されました。

有教館高校の生徒さんも授業の一環として一緒に作業をされました。



祭礼能の伝統行事で課題となっている後継者の育成とともに能装束の整備・活用を図るため、能装束が新調されました。

新調された能装束は舞台上や、その後の虫干しの時期に広く一般に公開され、地域住民の誇りと一体感を生み出し、地域で護る意識の高揚と、地域活性化が図られました。



新城地域自治区内の児童、生徒、中高年の健康保持を進め、生きがいづくりの一つとなるよう、指導者・審判の講習会を開催し、協議に必要な器具等が設置され、3人制バスケットボールの大会が開催されました。

大会を町内対抗といった形式にすることで、高齢者から小中学生までの世代が交流することができました。

新城地域自治区内の生涯学習活動がさらに推進されることとなりました。



※交付の対象となる経費は、事業の実施に必要な活動や事業の目的を達成するために直接必要な経費です。対象となる経費には制限がある場合がありますので、詳細については新城自治振興事務所へお問い合わせください。

# 地域活動交付金の流れ

## ① 募集（令和7年12月15日（月）から令和8年1月23日（金）まで）

書類一式は開庁時間に新城自治振興事務所へ提出してください。  
※開庁時間は午前8時30分から午後5時15分までです。なお、土日祝日は開庁していません。  
※提出書類には、見積書などの添付書類を用意していただく場合がありますので、  
早めにご相談ください。  
※様式は市のホームページにも掲載しています。

## ② 審査準備

### 【新城自治振興事務所】

提出書類に不備などがないか確認をし、審査に向けた準備を行います。

### 【新城地域協議会】

事業計画等を十分に理解した上で審査会へ臨めるよう、事業内容の確認や勉強会などを行います。



## ③ 公開審査（2月14日（土）を予定）

### 【申請団体】

事業の目的や、事業のスケジュール、事業に必要な経費などを説明してください。  
(審査員は申請書を確認していますので、説明資料の用意は不要です。もしパワーポイントなどを使用したい場合は、新城自治振興事務所へお申し出ください。)

### 【新城地域協議会】

新城地域協議会の委員が審査します。  
※新城地域協議会での審査結果を基に、令和7年度中に新城市長が交付金の内定通知を送付し、令和8年度に交付決定をします。

## ④ 事業実施（交付決定日から翌年3月まで）

採択された団体は、交付決定日から翌年3月31日までの間で事業を実施していただき、事業完了後には実績報告書を提出していただきます。

## ⑤ 成果報告（交付決定日の翌年5月頃を予定）

市全体の成果報告において、活動の様子や成果などを指定された用紙にまとめ、報告していただく予定です。

※成果報告も交付の条件となっています。

お気軽にお問い合わせください。



住みよいまちへ!

# 地域自治区制度

### 【お問い合わせ】

新城自治振興事務所（本庁舎3階）  
TEL／0536-23-7697 FAX／0536-23-2002

E-mail／shinshiro-jichi@city.shinshiro.lg.jp

※募集の詳細、書類の作成、プレゼンテーションの方法など、交付金に関するどんなことでもお気軽にご相談ください！